

開発許可申請等の手数料一覧表

平成22年4月1日以降に申請書等を提出する場合は、五所川原市手数料条例の定めるところにより、以下の手数料を添えて申請する必要があります。

《語句の解説》

- ・自己居住用：自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行う開発行為
- ・自己業務用：自己の業務の用に供する建築物等を建築する目的で行う開発行為
(ホテル、スーパーマーケット、結婚式場、ゴルフコースなど)
- ・非自己用：上記以外の建築物等を建築する目的で行う開発行為
(分譲住宅、賃貸住宅及び宅地分譲、貸店舗、貸倉庫など)

◇開発行為許可申請手数料〔法第29条〕

開発区域面積 (h a)	手数料 (円)		
	自己居住用	自己業務用	非自己用
0.1 未満	8,600	13,000	86,000
0.1 ~ 0.3 //	22,000	30,000	130,000
0.3 ~ 0.6 //	43,000	65,000	190,000
0.6 ~ 1.0 //	86,000	120,000	260,000
1.0 ~ 3.0 //	130,000	200,000	390,000
3.0 ~ 6.0 //	170,000	270,000	510,000
6.0 ~ 10.0 //	220,000	340,000	660,000
10.0 以上	300,000	480,000	870,000

◇開発行為変更許可申請手数料〔法第35条の2〕

変更理由	手数料 (円)	
ア 設計変更	開発区域の面積に応じて上記表に規定する額の1/10	ア、イ、ウを合算した額 (ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。)
イ 新たな土地の開発区域への編入による変更		
ウ その他の変更	10,000	

◇用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請手数料〔法第41条第2項ただし書〕

1件につき 46,000円

◇予定建築物以外の建築等許可申請手数料〔法第42条第1項ただし書〕

1件につき 26,000円

◇開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 (円)〔法第45条〕

区 分		手数料 (円)
自己居住用		1,700
自己業務用	開発区域の面積が1h a 未満	1,700
	開発区域の面積が1h a 以上	2,700
非自己用		17,000

◇開発登録簿の写しの交付手数料〔法第47条第5項〕

用紙1枚につき 470円

◇都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明書の交付手数料

〔法施行規則第60条〕 1件につき 300円